

筑前國續風土記 卷之五目錄

那珂郡上

住吉社 妙圓寺 松月庵舊跡

春吉濡衣 崇福寺秀海墓

奥夷社 自性院 七が辻

堅糟 藥師堂東光院 古藥師堂光明寺

馬出 妙德寺 蓑島

志賀島附志賀社 文殊堂在于志賀 弘 浦

勝馬村

筑前國續風土記 卷之五

貝原篤信選定

貝原好古編錄

竹田定直校正

那珂郡上

日本紀神功皇后紀に、儼縣とかけり。是此郡の屯國史に見えたる初なり。日本後紀に、淳和天皇天_正三年七月七日、慶雲見_ニ于筑前國那珂郡とあり。此時は既に那珂とかけり。此郡は西は早良郡に隣り、東は糟屋・席田、御笠につき、南は山を隔て、肥前にさかひ、北は海濱に至る。東西短く南北長し。中に那珂川流れ、源より六里にして海に入。水勢さかんにして田地にそぐ事廣し。故に大旱の歲と雖も旱損の憂なし。郡中に福岡博多ある故貨財を交易するに宜しく、大抵國の東西の中央に在て、四方運送の便

よし。國中なかにある郡なれば、那珂なと名付しにや。

和名抄に載る所此郡の郷の名九あり。

田 來 日 佐さ 今日佐といふ村あり。上下兩村にわたる。今日の字を日と

なす。日の字音、おに近し。那 珂か 今も村の名にあり。

良 人 海 部ま 博多福岡の邊海邊をいへるなるべし。

中 島しま 博多吳服町の邊を近世までは中島といひしとかや。されどそれはむかしの袖の湊と海との間にありし。故なり。此邊は海部の郷なるべし。中島の郷と云しは、那珂川と比惠川との間を云へるなるべし。

三 宅やけ 村の名にあり。山 口 板 曳ひき

今稱する所の村の名。

住 吉 村 蓑 島 村 住吉村に屬す 春 吉 村

比 惠 村 堅 糟 村 西堅糟村 堅糟村に屬す

辻 村 同上 金 平 村 同上 馬 出 村 同上。古は馬屋出町と云。

吉塚口村 堅糟村之内 堀 口 村 辻村之内 那 珂 村

東光寺村 五十川村 午時講正字なり。五十川と書は訛なり。

清 水 村 鹽 原 村 古 森 村 鹽原村之内

竹 下 村 井 尻 村 横 手 村

平 原 村 横手村に屬す。新田村なり。 板 付 村

板付町

板付村之内

諸岡村

篠原村

諸岡村に屬す新田村也

麥野村

辰藤村

俗に捻藤とかく。麥野村之内。

井相田村

雜餉隈町

井相田村之内

春日村

小倉村

須玖村

岡本村

須玖村之内

上白水村

下白水村

飛背村

下白水村に屬す。新田村なり。

上曰佐村

下曰佐村

彌長村

上警固村

下警固村

東郷村俗に東江とかく。郷の字草書を訛てなり。○古は下東郷村といふ。

中原村

上梶原村

平藏村

上梶原村之内

下梶原村

安德村

東隈村

古は熊本村といふ。

西隈村

古は西隈本村といふ。

山田村

寺山田村

山田村に屬す。

別所村

井尻村

別所村に屬す。此郡に井尻の名二あり。○是院使寺村也。今訛て井尻と云。

西畑村

井望村西畑村之内

南面里村

戸板村南面里村に屬す。

埋金村

埋鐘とかくな正とす。

踏鞴村

埋金村之内

成竹村

上成竹村

成竹村之内

下入道村

山中村

不入道村之内

市瀬村

一瀬と書べし。

大谷村

市瀬村之内。

五箇山村

是網取村なり。道十里以下の四村を合せて五ヶ山と稱す。今網取村を獨五ヶ山と稱し、道十里以下の

四村を五ヶ山の枝村とす。

道十里村

五箇山村に屬す。道枝折と書を正とす。今訛て道十里と書。

桑河内村

同上

大野村

同上

東小河内村

同上

鞍谷村

大野村之内

後野村

仲村

炭焼村

仲村之内

今光村

松木村

合正村

松木村之内

五郎丸村

片繩村

内田村

片繩村之内

谷口村

同上

道善村

惠子村

道善村に屬す。

野多目村

和田村

老司村

三宅村

堂原村

三宅村之内

屋形原村

中尾村

屋形原村に屬す

平尾村

高宮村

野間村

中村

野間村之内

若久村

藥院村

今泉村

庄村

犬飼村

志賀島村

勝馬村

志賀島村
に屬す。

弘浦村

志賀島村
之内

以上百二村

内

六十三
三十九

本村
枝村

此内三
新田村

○住吉社

住吉村にあり、延喜式神名帳に、筑前那珂郡に住吉の
社三座並名とあり。住吉村は博多の南六町許にあり。

住吉大神おはします。故に村の名とせり。凡そ住吉

大神は、底筒男命そこづのをの、中筒男命、表筒男命うへ三神也。此

三神は、伊弉諾尊、筑紫日向の小戸の橘の櫓あはぎが原に

て、御身の濁穢みそぎはらひを祓除し給ひし時、化生し給ひし九

神の内なり。神代より此所に鎮座し給ふ。日本紀神

代上卷を考ふるに、曰伊弉諾尊吾身の濁穢けがれを滌すぎ去

んとの給ひて、則往し筑紫の日向の小戸の橘の櫓が

原に至りまして、みそぎはらひし玉ふ。遂に身のき

たなきものをすゝぎ給はんとて、則興言ことわけしてのたま

はく、上瀬かみつせは是甚はやし。下瀬しもつせは是甚ぬるしとの玉

ひて、則中瀬なかつせにすゝぎ給ふ。因て以てうめる神を號なづけ
て八十枉津日神やそまがつひのと申す。次に其枉れるをなをさんと
して、生る神を號なづけて神直日神かみなをひのと申す。次に大直日神。
又海底わたのそこに沈濯しづみすぐ、因て以て生る神を號なづけて底津少童命そこつわたづみの
と申す。次に底筒男命そこづのをの。又潮しほの中に潜濯なかかづきすぐ、因て以て
生る神を中津少童命と申す。次に中筒男命なかづのをの。又潮の上
を浮濯うきすぐ、因て以て生る神を表津少童命うはつわたづみのと申す。次
に表筒男命うはづのをの。すべて九神ます。其底筒男命、中筒男命、
表筒男命は、是則住吉大神也すみのえのおはんかみ。底津少童命、中津少
童命、表津少童命は、是阿曇連等あづみのむらじらがいつき祭る神也。
此神は志賀大明神也。神代卷に記せる所かくの如し。其八十枉津
日神、神直日神、大直日神は、神代卷にいづれの所
に祭るといふ事をしるさず。今藥院の邑さとに祭る所の
警固大明神は、此三神なるよし、社家に云傳ふ。しきは
事は福岡の部に記。伊弉諾尊の化生し給へる六神は、皆此國の
内住吉志賀に鎮座し給へば、此國にて化生し玉ひし
事うたがひなし。況んや日向國に此九神もましまさ

ざるをや。然るに神代卷に、小戸の橘の櫛原は、筑前とあるべきを、日向と侍るはいかんぞや、蓋上古はいまだ國分なし、筑紫日向とあるは九國の惣名ならん。其地一洲なる故に、上代には筑紫洲とも名附たり。邇々に、其の藝命みことのりの詔に、此地ヒ向ニ韓國ニ、眞米ニ通ニ笠沙かささ之御のみ前さきに、而朝日之眞刺國たゞさす、夕日之日照國なりとの給へり。

此儀によりて、筑紫の事をすべて日向といへるにや。げにも筑紫は日本の西の端にて、海中にある國なれば、朝は東方の日に向ひ、夕は西方の日に向ふ。故に九州をすべて日向といひしならん。就中筑前は三韓に向たる國にて、夕日にも向へり。今の日向の國の名は、景行天皇の御時にぞ初れる。凡日本の國をわかつて名付られしは、成務天皇より以後の事にて、神代にはいまだ日向薩摩筑前など云名なし。又日本紀私記に云、住吉三神本筑前の小戸にあり。釋日本紀曰、住吉神本在筑前小戸、即神功皇后初遷居於攝津墨江耳。宗砌法師の云、橘小戸筑前國立花是也。顯

昭が袖中抄に云、住吉神本筑前小戸にあり。又古事記を引て曰、住吉大神此荒御魂者常在^{アラミタマニ}筑紫橘小戸^{ニニギ}、和魂^{ミタマハ}今在^{スミノエニ}攝津墨江耳、神功皇后初遷^ナ居攝津墨江。此等の説、皆橘小戸筑前にある證據なり。さればにや彼九神皆筑前に在て日向國にはおはしまさず、況日向國に小戸の橘の櫛原といふ所なし。或は日向國におゐて強^して小戸の地を求めんとて、神代卷抄に、小戸は今日向小戸^{をどのいはや}磐屋也、とかけり。此説甚非なり。いかんとなれば、是を日向國人に問に、鵜^う戸^{どの}磐屋と云所はあれど、小戸の磐屋と云所はなし。鵜^う戸^とに神あり、鵜戸權現と號す。習合唯一記に云、日向の鵜戸權現は、^{うがやふきはせすの}鵜草葺不合尊是なりと、然ば日向にあるは則鵜戸にして、小戸にあらざる事明也。今筑前の國中におゐて其名を尋るに、小戸は姪濱にあり。立花は糟屋郡及怡土郡にあり。青木は志摩郡及席田郡に在。住吉神のまします所、河瀬ある潮入所なれば、神代卷に能かなへり。且古人の説に、此神本筑前小戸にあ

りといへれば、住吉の神のます所を小戸の橘の櫛原と云なるべし。然れば小戸の橘の櫛原とは、住吉の邊なりと決定すべし。神功皇后三韓を平らげ給ひし時、此御神の冥助ありし事。くはしく日本紀に載たり。攝津國、長門國の住吉は、神功皇后の時始て彼所に祭り給へり。住吉といふ名は、皇后の時、住吉大神皇后の體に託して四方を循行し、攝津の地に至て宣言して曰、眞住吉ますみよしの國なりと、因て其所に鎮め祭て名付て住吉といふ。是によりて、長州の住吉、筑前の住吉の名もおこれり。釋日本紀に曰、此神の荒あら御魂みたまは猶筑紫にあり。但和御魂にぎみたまは是墨江すみのえにあるのみ、皇后おしへのまゝに是を、祭り給ふとあり。かゝる説を以見れば、此那珂郡の往吉は、神代より鎮座の地にして、長門攝津の住吉大神の本初なる事いちじるし。此社今は村中にあれど、百餘年前まで此社邊入海有て、斥ひかたありしとかや。數十年前老人有て、其若き時此地に猶干潟ありて、潮しほみちし事を見覺しといへり。

されば宗祇法師が筑紫紀行にも、住吉の松の海邊とかけり。今案するに、住吉の村より北なる田、いにしへは潮入し干かたなりしが、年々にうづもれて漸く田と成けるならし。尾張の鳴海潟、備前の藤戸、讃岐の屋島、此國宗像の桂潟などの近年田となりし如くなるべし。御社は松の一村しげれる中にあり。西に向ひてたち給へるは異賊降伏の相さうを示し玉ふなるべし。社前に長路あり。宮所しづけく神さびたり。此社をば、いにしへ朝廷よりも殊にあがめ給ひしにや。續日本紀に、聖武天皇天平九年四月に、新羅國我國に無禮なりし故、伊勢の神宮大神社おほかみの筑紫の住吉八幡及香椎宮へ勅使をつかはし、奉幣して其よしを告給ふ事あり。又三代實錄に、清和天皇貞觀元年正月廿七日、筑前國無位住吉神に従五位下を授給ふと見えたり。又陽成天皇元慶二年十二月に、兵部少輔平季長を遣して、檀かしひ日八幡及姫神住吉宗像等大神に奉幣して、新羅の兇賊我國を窺うかがはんとする事を告給ひ

し事、是又三代實錄に見えたり。中右記三十七、元永二年四月廿三日、今日早參伏座間、頭辨仰下云、筑前國住吉社可_レ有_二遷宮_一也、件日時可_二勘下_一云々。則仰_二下件旨_一、七月三日若_ハ八日奏覽之後、先下_二左中辨_一了_ルと。

いへり。此社そのかみ大社にて、宮殿の壯麗目をおどろかし侍るとなん。然るに嘉吉より應仁に至り、天下大に亂て修理する人もなかりしにや。文明十二年宗祇法師筑紫に下りける時かける紀行に、樓門半やぶれて社壇も全からず。いかにと問へば、此十年餘りの亂故とかたるも悲しとあり。本社うしろの良の方に一夜の松とてあり、又同じ紀行に、社中を廻り見れば、大木の松井垣して、故ありと見ゆるあり。とへば此松、本は御社にかたぶきて造營のさはりなり、行末もあやうければ切ぬべしとて、勸進の僧の定めけるに、二三日の間にすこしづゝ起なほりてすぐになりぬ。それより此井垣などはしけるよし答ふ。其年は永享十一のとしといへり。今年四十二箇年なり。其時松

を切んといひし勸進僧凡公幸と申きと、くはしくか
たるも有がたく、道の正道のねがひいよくたのも
しくて、

神垣の松にぞたのむ言の葉も

すぐなる道に立やなをると

右宗祇法師がいへるは、則此一夜の松也。今の木は
其種の生出せしにや、一夜の松いづれといふ事をし
る人なかりしに、天和年中御社修造ありし時、今の
一夜松、軒にさはりて危しとて、奉行人等切るべきよ
し定めしに、一兩日のほどに半より上のかた眞ますぐ
に立なをりぬ。さては宗祇がしるし置ける松なるべ
しと、人みなうやまひて、新に井垣などしけり。松
は皆我神體なりと託し玉ふといへば、いづれの松を
切らんとするとも、立なをり侍るべきにやとなん、
神官等はいへり。又拜殿の前なる大木の松、御覽木
なるよしといひ傳ふ。又此社の神官佐伯昌助といひ
し者、故有て、治承三年伊豆國に配流せらる。此時

頼朝も彼國にながされおはしければ、なれしたしみるにや、昌助が弟住吉小大夫昌永・治承四年七月廿三日、始て頼朝のもとに參す。又此日永江藏人中臣頼隆も、同じく頼朝のもとに初て參りぬ。是は伊勢太神宮祠官の後なりとぞ。此兩人は兼てより源家の爲に各其志深き故に、其こゝろざしをも謝せられ、又祈禱のために門下に祇候をゆるされけるとなる。同年八月十六日、昌永は天胄ちうふ地府ふの祭を奉仕し、頼隆は千度の祓はらひをつとむ。頼朝みづから御鏡を取て昌永に授玉ふ。是は明日の合戦の利運を祈らしめらるゝと也。果して翌十七日山木判官兼隆を輒くうち取給ふ。此事東鑑に見えたり。昌永の事猶東鑑一卷に詳なり。頼朝卿かゝる靈應を感じ給ひしにや、多く神領をも寄附し給ひしと云傳へたり。又建武三年、尊氏九州下向の時、此御神にいのり、神領寄進ありし文書、今に至て神職の家にいまれり。其文に言、

豊前國河崎庄地

右今度之義兵遂本望、祈天下之安寧、家門繁昌、
所寄進如件。

建武三年三月八日

源朝臣書判有

其後程なく西國を打したがへ、終に天下の武將に備
はり玉ひしかば、重て多くの神領をよせられけると
かや。右の書及其外の文書に、筑前一宮住吉宮と侍
べり。今は箱崎宮を以て一宮とす。いつの比改め定
めけるにや。其後亂世となり、博多は戦争のちまた
と成し故、祠官も所を去り、神領も沒收せられ、御
社もあれ、祭祀も絶やみ、残れる社人等も、郷里の
土民となりぬ。天文の比、大内義隆周防の山口に在
て防長石三州を領し、安藝備後を旗下とし、太宰大
貳を兼任して、筑前豊前をも進止せり。此時當社の
神官佐伯宗能、秦正通はだのと言者あり。神社造營の事をな
げき、兩人山口にゆき、大内氏に告て多年を経ると
いへども事ならず。此上は當社の舊記を出して、故

實をつぶさに申入れてこそとて、天文二十年住吉に歸り、寶藏をひらき、緣起文書等並然るべき寶物悉く携へ、山口に行て其由を申入しに、義隆許容し、潔齋して右の品々を城内に請じ拜見せらる。比年兵火などにかゝりて亡びぬれども、猶珍希の物ども品々残れる中に、醍醐、堀川、後鳥羽、伏見、後醍醐帝の宸翰、御製の和歌、御願書等あり。菅家一字題十五首、匡房、經信、良經、俊成、定家、慈圓、西行、寂蓮等、奉納の和歌の物、貴僧書寫の經卷も亦數多なり。緣起は關白忠通公の筆、巨勢貴徳が書圖にてぞありける。折ふし都より山口に下り居給ふ公卿もあまた有しが、甚是を珍重せらる。義隆等閑ならずなをぞり歸敬し、造營の事はいふに及ばず、神領をも數箇所寄附し奉るべしと相定て、二人の神官もことのほかに寵遇ありけり。然るに同年の秋、義隆の臣陶尾張守晴賢入道ぜんきやう全姜が叛逆にて山口落城し、九月朔日義隆以下長門國大寧寺におゐて自殺せらる。かの寶物共

此時城中の庫藏にあつけ置しを取出す事あたはず、
其上二人の者義隆の一旦の恩義をおもひ、義隆の陣
にはせ加り、二人ともに終に討死しければ、彼寶物縁
起紛亂に及び、剩晴賢入道も程なく毛利元就に亡さ
れし故、彌散失し、二度本所にかへり納るたよりなく
成はてぬ。或は長門の住吉にあるもあり、或は毛利
家及家臣、寺院、商家の珍と稱して、今に中國に残れ
る物多し。住吉大神の御社は攝州、長州の外諸國にも
多けれど、此地は本源の社にてましますに、かくおと
ろへゆく事なげくべき事ならずや。そのかみは年毎
の正月七日に、鬼平げのまつりとて、人を捕て鬼と
號、是を追うちて、終には石柱にしばらく付置事あ
り。追讎の遺意なるべし。寛永の初より其事絶たりと
いへども、彼鬼をしばらく付し石柱猶残りて、社前の右
の方にあり。二月七日に御田植の祭あり。三月三日に
鹽干の祭とて、神輿大筑紫まで大筑紫は福岡の北にあり。
潮干にあらはるゝ大岩なり。
御出有て、藥院村住吉より行程
半里あり。の浮殿若宮大明神に一

宿し玉ひ、翌日本宮に還御あり。六月晦日には那珂川にて御祓あり。八月四日新嘗にいなうの祭あり。九月十三日には恒例の大祭として、十二日より博多吉祥天社に神輿渡御有て一宿し給ひ、翌十三日博多馬場にて流鏑馬あり。其日還御あり。此時伶人音楽を奏して神輿の御供し侍る。其道筋の橋を音楽橋とも又管絃橋とも名付侍る。十一月七日には步射の祭あり。此日功德池社前にありにて放生會を行ふ。此外年中の小祭猶多く、祠官も百五十人餘ありて、是をとりおこなへり。然れども亂世に及び、かゝる儀式も絶果て、唯むかしの名残としては、管絃橋浮殿のみ残りて、九月十三日には祠官今七家有村人打つどひ、御饌みけをそなへ、神酒みきをさゝげて、かた許なる祭をとり行ふのみなり。慶長五年長政君入國の始までは、わづかなる假殿におはしましけるを、藥院吉祥院の開山尊秀法印に命じ、白銀二千兩、材木多く給はりて、神殿を新に建立せらる。天和二年光之君より祭田を寄附し、社を修理し玉ひ

しかば、祠官の輩もよろこびあひ、國人のうやまひもいやまし侍りぬ。長政公此社興立ありし時、側に社僧をおかる。松花山圓福寺と號す。眞言宗なり。又此社に大般若經あり。寫本にて筆者は原田興種、森帶刀、同彈正、舊杵入道宿里、筑前守杉幸行、長崎新左衛門、同五郎兵衛などとあり。此外公家又は僧のかける所、あるひは女筆もまじれり。

占部兼直

續古今集神祇

西の海憶が原の波間(イヌミ)より

あはきは又青木と云、をとはと通書也

あらはれ出し住吉の神

津守國量

新後拾遺神祇

立花の小戸の鹽瀬にあらはれて

むかしふりにし神ぞ此神

神道百首

橘の小戸の御祓をはじめにて

いまでも清むる我身なりけり

○妙圓寺

住吉村にあり。法本山昌林院と號す。智恩院の末寺

なり。如水公の妹尾上安右衛門室、長政公入國の後、尼となり妙圓と號す。佛道を好み、世の俗塵をいとひ、此所に小庵を卜て住給ふ。此人慈悲深くして人をいつくしみ、かりにも人をくるしめず。福岡の城にゆくにも、乗物は僕夫のなやみありとて歩行し給ふ。信心厚く、殊勝なる尼公なりしとかや。蓮譽上人と云僧、他國より此地に來りしに、妙圓尼歸依し給ひ、則其居宅を蓮譽にゆづりて、みづからは其むかひなる所に住給へり。此時蓮譽上人寺を立て昌林院と號す。蓮譽は此寺の開山なり。元和四年三月廿八日、妙圓尼公爰にて身を終り玉ひければ、則此寺に葬る。其墓あり。其位牌畫像も此寺にあり。是よりして寺號を妙圓寺と改む。長政公の叔母なれば、五十石の寺産を寄附し給ふ。今に相かはらず領せり。

○松月庵舊跡

松月庵は、東福寺の僧正徹書記が住し所なり。正徹は書を能し和歌を能して、其名世に高し。和歌は冷

泉爲尹卿の門弟にして、專今川了俊の指南なりしとかや。其歌集を草根集と云、關白兼良公序を製し給ふ。正徹東福寺にて、栗棗庵の側に松月庵といふ小庵を構て住ける。松月庵作りかへて、東福寺の内に今猶在。康正の比七十餘歳なりしが筑前に下り、博多水天寺にしばらく在けり。和歌の事を祈り申便ありとて、住吉御社の北の海邊に小庵をいとなみ、むかしは住吉の邊まで入海なりしとかや。こゝをも松月庵と稱して兩年あまり住ぬ。其比冷泉家より消息して、いなか住さぞな物うからんとのたまひこされしに、

あまさがるひなも都もすみよしと

おもふところぞすみよしのさと

とよみておくりける。今は松月庵の跡、てん時田圃となりて、礎も残らず、はたり圃の字に其名残れるのみ。

(以下一本に載す)

住吉にて詠せし歌多し。平生讀し歌二萬六七千首、三十餘帖に書置しかど、今熊野の草庵焼て悉く烏有と成ぬ。此事草根集に見えたり。住吉の松月庵の址方

一町許りにあり。宅の在所を正徹淵と云。昔此邊迄海潮來り斥有し故成べし。座禪堂の礎あり、其穿ち置る井泉埋れ殘て南庭の松下にあり。正徹井と云。

正徹の書る松月庵の額傳りて、今の庵主の軒に掲げたり。庵主とは誰をか云や、光之公の宰臣立花重幹也。此人風流閑散を好みて、正徹が舊宅を慕ひ、此所に別墅を構へ、暇日には來り遊ぶ。朝夕の詠めならで、稀の遊觀こそ其味ひ殊に深かるべけれ。遜志齋が處て樂しむは、慕て樂の深きにしかすと云へるも、さる事ぞかし。光之公綱政公も、巡縣のついで立寄らせ給ひて、佳境を賞し給へり。

○春 吉 村

住吉村の西にあり。初は住吉村の境内なり。慶長七年の比別村となる。されども此所其時は民家なし。此地の田畠を作る農人は、皆博多市中に住す。寛永十六七年の比より、忠之君此所を始て宅地として、足輕を移しをかる。此所を春吉と號せしは、むかし住

吉九月の祭りの時は、月の始より末まで交易をなしける市場なりし故に、人多くあつまり、秋の穀物は皆人のためにふみくじかれて、其なりはひを納る事あたはず、只麥をのみ作りければ、春の作り物がよきと云意にて、春吉と名付しとなん。夏吉、秋吉などいふ所他國にもあれば其類なり。但此俗説も、名に依て附會せしにや、いざしらす。

○濡衣

聖武天皇の御時、佐野近世と云人、筑前の守にて下りしに、京より具したる妻國にて死けり。さて此國にある女を妻としけり。先の妻のうめるむすめを繼母にくみて、いかにもして此娘をうしなはんとおもひ、海人をかたらひて云、此曉來ていふべきやうは、京の娘君の此程夜なく我もとへまし／＼つるが、つりぎぬをぬすみておはしつるたべといへとて、色の寶をとらせける。海人曉來てかねて頼みし如く、高らかに云ければ、父是を聞て大に怒り、行て見れ

ば、むすめぬれたる衣きぬを引かつぎてふせり。是は娘の
ね入たる時に繼母のきせたるなりけり。父其たばか
れる事を知らでたちまち娘を殺しける。さて次の年
娘父の夢に見えて二首の歌を詠じける。父夢覺て娘
の罪なき事をさとり、さては繼母のしわざなりとて
妻を送りかへし、其身は出家して肥前の松浦山に住
けり。世に松浦上人とぞ云ける。それよりしてなき
名をおひたるを、ぬれ衣きると云傳へ、歌にもよみ侍
る。其娘の墓は、むかし聖福寺西門の側に在しを、
近き世よりうつして、今は宮崎松原の西の橋ぎは、博
多の東、石堂口の川の東の側小池の内にあり。大な
る石をしるしとせり。父の夢に見し女むすめのよみける歌

ぬぎゝするそのたばかりのぬれ衣は

ながきなき名のためしなりけり

ぬれ衣の袖よりつたふなみだこそ

なき名をながすためしなりけれ

ぬれ衣を讀る後人の歌多けれど、いたつかはしけれ

ばしるさず。

○崇福寺

四條院仁治元年に、湛慧といふ僧。太宰府横岳に一寺を建立す。其翌年聖一國師圓爾、宋國より歸國し、博多に着く。湛慧是を請じて開堂說法せしむ。聖一の

師經山の佛鑑禪師無準和尚能書なりしが、勅賜萬年崇福禪

寺の扁額へんがくを自筆みづからして聖一にあたふ。聖一其額を持來

り、此寺に掲かて寺號かぎとす。無準かれてより勅賜の二字を書し事元亨釋書第七圓爾傳に委し。

山號は則所の名を用て横岳山といふ。後嵯峨院寛元

元年に勅詔有て、博多の承天寺と同時に官寺となり、

西都法窟といふ勅額をたまふ。承天寺は仁治三年に圓爾創立。其後圓

爾東福寺に住持の時、湛慧より南浦明和尚を請じて

當寺の開山とす。南浦は經山きん虛堂和尚の弟子、大德

寺開山大燈國師の師大應國師也。二十四流宗源圖記云。筑前横岳開山南浦明謙大

應國師。入宋嗣經山虛堂揚岐十一世。爲二本朝之一派。紫野派妙心寺派俱出二大應國師。龜山院文永四

年に明和尚に勅ありて、圓通大應國師の號を賜ふ。

大應國師此寺に居住せし事三十三年なり。其後、後

二條院嘉元々年に勅を蒙り、京都萬壽寺に住持せり。是に依て當寺を弟子即山和尚に譲りて住持せしむ。其後は彼の法眷一派の長老かはるゝ住持し、今に至て八十二代に及べり。此寺むかしは繁榮の地にて寺産も多し。大友宗麟の時も、猶筑前、豊前、肥前にて、二百三十四町六畝の田地此寺の産なり。然るに天正十四年七月、薩摩の兵岩屋の城を責落せし時、此寺も程近ければ兵火にかゝりて、數多の堂宇悉く灰燼と成ぬ。此時に至て、龜山院、後二條院、花園院の宸翰、勅額、綸旨、及虛堂きやうだうより傳來の經錄、墨跡、珍器、重寶、一時に皆焼失せり。其後再興する人もなく、名のみ残りて侍りしに、慶長五年長政公當國の主と成給ひて後、大德寺の春屋國師此寺再興の事を願はる。長政公もとより春屋に歸依參得し玉ひしかば、此事を領掌し、春屋下向あれかしとの玉ひしかども、其身八旬に及び、遠國の遊歷成がたく、法姪雲英和尚をさし下さる。長政公宣ひけるは、宰

府は福岡より遠路にして、常に參詣しがたし。崇福寺を博多の東十里松の内に移し、菩提所にすべしとて、今の地に經營せらる。其翌年雲英は上方にて遷化せし故に、當寺營作の事を春屋の弟子江月和尚に任せらる。春屋遺命して、遷化の後には當寺及大德寺の内龍光院ともに、江月住持すべきよし定らる。是に依て當寺の住持、今におゐて江月法孫相續す。かくて數年を経て寺の營作成就せり。方丈、三門、佛殿、開山堂、鎮守社、庫司、僧堂、浴室、書院、小厨、鐘樓、庫藏、外門、内門、廊下等悉長政公建立し玉ひぬ。此外塔頭^{たちうち}三軒あり。瑞雲庵は博多の富商島井宗室建立す。心宗庵は江月和尚建立。正傳庵は長政公の家臣久野外記入道卜眞建立せり。慶長六年に長政公寺領三百石寄附し給ふ。是猶宰府にありし時なるべし。其後開山塔領五十石寄進せらる。都合三百五十石の寺産あり。むかし開山南浦和尚横岳の佳景を撰び、八境の名を定めらる。一曰瑞雲庵、二曰圓通閣、三曰飛瀑岩、

四曰此君亭、五曰長松嶺、六曰白蓮池、七曰甘露井
八曰覆蔭藤、此八境横岳には其跡残れり。今此所には其境なしといへども、舊をしたひて猶八境の額を方丈の前に掲たり。此寺の事猶御笠郡横岳の所にしるす。此寺は右に記せし如く、むかしは御笠郡横岳の下にありしを、長政公當家の墳墓の地として、且冥福を求めために、爰に移して改立し菩提寺とし玉ひしかば、如水公の墳墓をこゝに築き給ふ、是初なり。其碑銘は、禪僧玄蘇長老是をかけり。此僧は南禪寺聖福寺に住持し、又對馬にありしに、秀吉公の命をうけて大明の朝廷に至て筆談し、異國本邦に名を稱せらる。其後長政公をこゝに葬りて墓を築き、石碑を建立し、遺命によりて碑銘は林道春是を作れり。是忠之公の時なり。長政公は此寺を初てこゝに移し改造り給ひし本主なり。長政公の季子前の東市正隆政早世 忠之公の次子後の東市正之勝 隆政の時をつけり。早世。 忠之公の夫人養照院、光之公の夫人寶光院の墳墓及

石碑靈牌も此寺にあり。此四人は皆江戸にて卒し玉ひしかば、爰には假に墳墓を立らる。如水公長政公並兩夫人の御墓こゝにあれば、是によりて世々の國君、月毎に參拜の禮おこたり給はず。此所は箱崎や千代の松原石だゝみのありしほとりにて、いさぎよき眞砂地なれば、先公の神靈も爰に安措あんそし玉ふはかり事をなして、此地に宅兆たくてうをト給ひしも、むべなるかな。長政公に殉死せし高橋伊豆匡順が墓も爰にあり。東市正隆政に殉死せし四人、古屋十之丞、村瀬市之丞、櫛橋半左衛門、島井市太夫が墓、皆隆政の墓の前にあり。右の外、今此寺に安置する位牌七積あり。左にしるす。

春光院殿善岩宗卜

黒田下野守重隆

心光院殿滿譽宗圓

黒田美濃守職隆

梅溪院殿天秀妙貞

忠之公之前室松平氏

東陽院殿五峯宗印

前黒田甲斐守長興

寶嚴院殿海壽宗鎮

酒井雅樂頭忠明室

勝眞院殿月岩宗照

後甲斐守長重室

本源院殿南英宗菊

光之公之男市之助早世

○秀海墓

いにしへいつの時にありけん、客僧秀海と云者來り、博多石堂の東なる濱にて、七日法を行ひて後、船に乗、補陀洛に渡ると稱し、大洋に乗出し、其後行方をしらず。此時嘉摩郡の者一人、博多立町の者一人、同船して行ける。彼僧のしるしとて、松を植て堀口村の内にあり。嘉摩博多の者のしるしにも、二株の松をうへて今に残れり。むかしは此事他邦にも多かりしが、近來は其非をさとりにや、此事なし。

○奥夷社おきの

崇福寺の東にあり、奥おくの夷ことしろねしとは事代主命を云。いにしへは大社にて、祭禮の折ふしは神輿遊行などもありとかや、今はわづかなる小社なり。

○自性院 淨土宗

松榮山と號す。圓應寺の末寺なり。博多石堂口より

松原に入て、左の方にあり。延寶八年に閻魔王を安置す。故に閻魔堂と云。

○七が辻

箱崎松原の内、東南の方篠栗町に通ふ路にちまたあり。其通路縦横七にわかる。故に七が辻と云。其邊に妙見の小社あり。七が辻の西の圃はたけ あきなの字を、いんたんがしらといふ。むかし此所は袖湊の海よりつゞきて入江なり。今は圃はたけとなれり。

○堅糟

大邑なり、東西二にわかれ、東を本村とし、西を枝村とす。古昔此村に温泉あり。今の東光院客殿のある所といふ。又辯才天の邊ともいふ。是を薬師の湯と云。其側に大己貴命おほなむちのみこと、少彦名命すくなひこなのみことの二神をくわいじやう勸請して湯守の神とす。後世薬師佛を以て兩神にかへたり。東堅糟村の入口に社あり、飛來とびく權現といふ。神體多し。是則大己貴命少彦名命にして、はじめ温泉の側にありしを、薬師佛を入易て爰に移せるにや。いにしへ此神を祭る者を安武やすたけ何某と云 今

も其遠孫あり。そのかみ安武家に男子なく、堅糟の某といふ者を贅婿いりむことし、其家を續がしむ。此村初は潟洲かたと云。昔は此邊まで海潮至て潟なりし故也。潟洲と堅糟と其となへ近し。故に村の名を改て、其姓を以て村の名とせり。又むかしは飛來とびく權現に社領多かりしと云傳へ、今も飛來田、飛來免めんなど云田の字あやなある所十丁許あり。

○藥師堂 東光院

堅糟村の中にあり。本尊藥師は傳教歸朝の時彫刻せりと云。常は秘佛にして五十年に一度開帳す。此藥師堂は平城天皇大同元年に創立すと云。藥師寺の側に東光院あり。藥師を守る僧の住する寺也。堅糟山藥王寺と號す。初は禪家にて承天寺の末寺なり。寛永の末に、住持月仙といふ僧不律にして、寺に住する事叶はず。寺に火をかけて出奔す。此時文書交割かうかう等焼失せり。正保元年忠之公再興し給ふ。家士勝野長助俊隆に命じて營作せしむ。凡八月を経て成就せり。

其後正保四年忠之公命有て、福岡の赤坂にありし眞言宗の僧堯俊坊を爰に移し、此寺を改て眞言宗とし、堂社を改め造らせらる。

僧玄蘇、藥王院の梅花を詠せし詩、仙巢稿第一卷にあり。

○古藥師堂 光明寺

東光院より西の出口に藥師堂あり、是を古藥師といふ。是聖德太子の作なりと云傳へしが、今は失て別に藥師佛をおけり。此藥師堂は傳教より以前、天武天皇白鳳元年に建立せりといふ。此藥師ある所に、傳教歸朝の時、又藥師を作りて添らる。今の東光院の藥師なり。此藥師は其前より在たる佛なる故に、古藥師といふ。寺を光明寺と號す。是亦眞言宗にて東光院の末寺なり。

○馬出町

箱崎八幡宮の西にあり。町の長二町五十四間あり。

此所西の入口に一里塚あり。是より石堂の橋際まで十二町十七間あり。此町の東のはづれより

西を那珂郡とし、東を糟屋郡とす。八幡宮の西の側なる横道を以て郡境とす。此所を馬出と號せしは、むかし八幡の神輿博多夷社まで下向し玉ふ時、此所より供奉の人の乗れる馬を出しける故名とせり。此地むかしは豎糟村の境内なりしといふ。

○妙 德 寺 曹洞宗

今山と號す。禪寺なり。馬出村にあり。榮西宋より歸り、始て住せし所といひ傳へたり。聖福寺營作の間爰に住せしにや。馬出村の南に、寺中町といひ傳へたる横道あり。是榮西妙德寺にありし時、宋より來りし從者の居たりし所といふ。其後榮西聖福寺に移り、從者も今の聖福寺々中に移りしなるべし。榮西歸朝の後、箱崎に良辨といふ者あり。榮西の禪行をそねみて、叡山の講徒を誘ひ、朝廷に訴て竄遂せんとし、後に改悔し稱揚歸降せし事。元亨釋書にせるせり。此時の事なるべし。此寺の庭に糸櫻の大木あり。寶永三年の春、光長君郊遊の次に駕を枉て、花

を賞し玉ふ、寺門の榮幸とす。

○蓑 島

住吉の南にある村の名なり、今は住吉の枝村なり。
一説に、古歌によめるは、豊前のよし見えたり。然れども筑紫集第五卷に、那珂郡伊知郷蓑島とあり、且御笠の山し近ければとよめれば、此國にあるを是とすべし。うたがひなし。

檜 垣 姫

類聚

ふらばふれ御笠の山に近ければ

みの島まではさして行てん

源 重 之

家集

村雨にぬるゝ衣のあやなきに

けふみのしまの名をやからまし

○志 賀 島 志賀明神祠

志賀島は福岡の北海上三里、奈多濱を経て陸地をゆけば七里あり。福岡より奈多へ四里、奈多より志賀へ三里は皆白濱也。海中にあり。此島東西長さ一里

あり。民家のある所三所なり。東の端なるは志賀の町なり。民屋二百戸ばかりあり。其西北一里に勝馬村あり。勝馬の南に弘浦あり。此三所民家あり。延喜神名帳に、糟屋郡志賀海神社三座並名とあり。此島今は那珂郡に屬せり。天文廿一年大内家寄進狀にも那珂郡とあり。奈多濱よ

りつゝきて糟屋郡に屬すべき所なるに、いつの頃より那珂郡に屬せしにや、いぶかし。此志賀の御神も住吉大神と同時に、伊弉諾尊櫛ヶ原にて祓除し玉ひし時化生の神にして、底津少童命、中津少童命、表津少童命の三神なり。此三神は三所に跡をたれ給ふ。底津少童命は、則今の志賀の町の北なる本社なり。

社は志賀の里より北の方なる山のふもとの高き所にあり。石階を登りてゆく、宮所東の方海にのぞめる高きしにて、其下は則海なり。中殿底津少童命、右殿神功皇后、左殿表津少童命也。中津少童命は、志賀島の西北勝馬かつといふ所の濱、勝馬明神の社より南に小高き山ありて、中津明神といふ社あり、是なり。表津少童命は

中津明神の社より北一町半餘に、勝馬明神の社あり、是也。此三神は阿曇連等がいつきまつる神なりと、

日本紀神代上卷にしるせり。又舊事本紀にも、阿曇連寺齋いっまき祠まじる筑紫斯香神しかの也とかけり。阿曇は又安曇とかけり古綿津見

神之子宇都志日金折命の子孫なりとしるせり。姓氏錄には阿曇連は

海神綿積わたつみ鹽玉のの彦神子穗高見ほたかみの命後裔なりといへり。又神代直指抄に、

阿曇は筑前志賀神官の氏也とあり。神功皇后新羅をうち給今志賀の神官も皆阿曇氏なりといふ。

ふ時、此三神御船の花かぢを守り、海上の風難なからん事を護まもりたまふ。皇后御凱旋がいせんの後、阿曇連をして鎮

め祭らしせ玉ふといひ傳へたり。三代實錄に、清和

天皇貞觀元年正月廿七日、筑前國志賀海神に従五位

上を授玉ふ事見えたり。一説に、志賀明神を阿曇磯

良丸らと號し、海中に久しく住たまひ、細螺石花さいへんき及諸

藻蟲など其身にまとひて有しを、神功皇后神樂を奏

して是を招き玉ふなどいふ僻説は、其比野や姫村童ひめむらどうな

どの物がたりにしけるを信じて、太平記に初て記し、

後人は是によりてあやまちをつたふ。是日本紀の説に

そむき、其外の正史にも見えず。此島は昔は近島ちかのと

云ひしとかや。釋日本紀に、筑前國風土記を引て曰、

神功皇后新羅に幸し^{みゆき}玉ふ時、御船夜來て糟屋郡資河^{しかの}

島にとまり給ふ、陪從の中に大濱小濱といふ者あり。

皇后則小濱に勅し、此島に遣はして火を求めしめ玉

ひしに、やがて求得て來る。大濱^{日本紀應神天皇紀に、阿}

人^{は、この}にや。問ていはく、近く家ありや、小濱答て曰、此

島は打昇濱^{うちのはり}と^{奈多濱な}るべし。近く相連りつゝけり、殆^{ほとんど}同地と

いふべし、是に依て近島^{ちかの}といへり、今訛^{あやまり}て資河島と

いふと見えたり。神殿の後なる山を勝山といふ。是

は皇后三韓より歸らせ玉ふ時、此島にいたり異國に

うち勝ち玉ふ事を悦び給ひし故に名づくと云。御笠

山、衣笠山とて、勝山のつゝきにあり。是を志賀の

三山と號す。何れも林木うるはし。又御社の西の側

に竹林有り、是を長生竹と云。是は神功皇后の御船

に立たる旗竿を以て、此地に立て玉ひしに、其竹漸長

じて竹林と成たりとて、武士は是を請て旗竿とし、

舟師は是を請て纜竿^{かぎきりざは}とす。又志賀民屋の西につらな

りたる濱を、叶の濱と云、是皇后御歸陣の時、此濱

にて異國征伐の事叶ひたりと宣ひし故、名付といふ

又其先に磯良崎あり。

梁塵秘抄に、磯良崎に鯛つるあまの云々。磯良崎は伊勢にもあり。然るに或

註にいそら崎筑前也とあり。即此所なるべし。一磯、磯良崎は勝馬明神の後の海邊俗、御膝本といへるところをいふ。其所に

丸瀬とて石あり。志賀明神此石上にて釣をたれ玉ひ

し所なるよし民俗云傳へたり。此故に漁人此瀬に船

を乗るか、又は櫓楫ろかひをさはれば、其日漁すなとりに魚を得ずと

て、此所に船のる事をつゝしむ。此所の岸の根潮の

みつる處に清水あり。是明神の飲玉ひし水なりとい

ふ。又此所に龜石とて龜に似たる石二あり、是は志

賀明神の上らせ玉ひし石なりと云。

寛文十年四月十一日
此石を取上て、社前

にうつし島より八町東に大岳小岳だけこたけと云小山あり。今は

松しげれり。此大岳濱及那多濱の中處なだにかはられ

塚とて、土器をうづみたる所あり。民俗は皇后異國退

治の時、此濱にて御遊の折ふし捨置たりし物なりと

いへども、むかし志賀宮に大祭ありし時の土器をす

てし所なるべし。宗像の社の濱邊にも、祭具とて土

器多く埋めり。攝州武庫山にも、むかし山伏の修行せ

し所に土器多し。かやうの事にてもおしはかるべし。
又たなたなの濱とて、神后異國退治の時、船柁たなをかこは
れし所と云傳へたる所あり。かゝる奇特の靈跡にて、
神明鎮座ましませば、すべて遠近の船人の信仰淺か
らず。日々にまうでくる人多し。

舊記に龜山院文永十一年十月廿日の後、蒙古の賊船たな此島の磯にて一艘うばひ取といふ。されば此御神は上古より此地に鎮

座し玉ひ、神功皇后の時此所にて祭玉ひ、其後世々の帝も、殊に御尊仰有しとかや。かゝりければ御宮
居いかめしく、末社も二百七十五區有しといへども、

亂世の時修理する人なくて頽破せしを、永享十一年
大内修理大夫持世再興有けれども、漸百二十社のみ
興立せられて、其餘は終に絶ぬ。其後もしばく兵
亂にかゝりて末社も亡び、今わづかに五社残れり。

又此本社は持世再興の後破壊せしを、小早川隆景是
を作らしめらる。長政公入國の後、又本社を改め造ら
せ給ふ。今の本社はなり。

三間四面あり。

拜殿樓門等有。又

いにしへは當社神職の長たる者三家あり。大宮司、

別當、禰宜是なり。其外神官數多ありて、年中の祭祀を取行ひしが、今は祠官の家もおとろへて土民にひとしくなれり。されども今もむかしの神職の苗裔猶日々月々の祭禮をとり行へり。今に至るまで年中の小祭はあげてかぞへ難し。中にも正月元日初御供をそなへ、同十五日武射あり。二月五日禰宜座の社入海藻を調物として、香推宮に獻する事あり。香推の條下にくわし。

同十三日の夜、祠官等あつまり、神山の榊葉をとり、村中不殘毎戸に是を挿む。同日黄昏より三の禰宜榊の枝をさゝげ、毎家にて祝文を唱へ、災難を拂ふ。

同十五日獵漁の儀式あり。同十六日勝馬明神に御供をそなふ。三月三日社人八乙女等悉く神庭に相あつまり、禮拜終て神田を耕す儀式あり。五月五日神田を植る儀式あり。六月晦の夏越なごしの祓はらひあり。七月七日恒例の大祭あり。此日おちこちよりまうでくる人多くして、所々の商人品々のうり物をもちつどひて村中市をなす。九月朔日神殿に注連をかざり、同五日

神輿をかざりて、内殿に移し置、同九日流鏑馬あり。
此日中比は猿樂をとり行ひしかども、寛永の初より
此かた其事絶ぬ。寅刻に三社の神輿渡御ありて、頓
宮に移し奉る。路次の行列さまざまの儀式あり。渡
御の道なる家に死穢有時は、此事をやめ侍る。此日も
七月七日にひとしく、商人市をなしてにぎはしき祭
禮なり。此外月々の小祭多しといへども、いたつか
はしければしるさず。社僧の坊を金剛山吉祥寺とい
ふ。禪宗にして承天寺の末寺也。むかし聖一國師い
まだ天台宗たりし時、此地に來て法を説れしに、社
人等歸依信仰して、別當坂本知家ともが男子宗岳を以、國
師の弟子として宮司坊とす。其後國師入宋して禪宗
に歸せられしかば、宗岳も亦禪宗となれり。故に承
天寺の末寺たりと云。凡此島は古歌に多くよめる名
高き所なり。又志賀の海人も其名たかし。この所む
かしは鹽をやさしにや、志賀の海士鹽やさし古歌多
し。今はその事なし。

萬葉三又新勅十九

石川女郎

志賀の海人うみのめかり鹽焼いとまなみ

同七

つげのをぐしをとりも見なくに

志賀のあまの釣舟のつな絶ずして

同又新古今

こゝろにおもひて出て來にけり

志賀の泉郎あまの鹽焼けぶり風をいたみ

たちはのぼらで山にたな引く

同十四又續古今

志賀の海人の鹽やき衣なれぬれど

こひてふ物はわすれかねつも

同又新勅十九

志賀の海士のけぶりたき立やく鹽の

同十二又十二

からきこひをもわれはするかも

思香しがのあまの釣にともせるいさり火の

ほのかにいもを見るよしもがな

同

志賀の海人の磯にかりほす神馬藻なりのその

同十五

名はつげてしをなぞあひがたき

志賀のあまの一日もおちすやく鹽の

からきこひをもあれはするかも

同四

右の歌は右の十四卷に載たる歌と下句同じ

草まくら旅行君をうつくしみ

同十六

たぐひてぞ來し志賀の濱へを

大船に小船引そへかづくとも

同十六

志賀のあらをにかづきあはんやも

志賀の山いたくなきりそあらおらか

よすがの山と見つゝしのばん

同十五

志賀の浦に漁する海人我人の

待こふらんにあかしつるうを

同

志賀の浦に漁する海士あけくれは

うらまこぐらしかちの音きこゆ

同七

千磐破かねの御崎をすぐれども

われはわすれず志賀の皇神

此外諸集にのせたる志賀の歌多けれど、いたつかは

しければ爰にしるさす。

○文殊堂

志賀社の西の側にあり、古昔經山寺より文殊の木像、及五臺山の繪圖を志賀崎に渡しけるを、堂を作りて安置す。其後大藏經をも渡しけるが、文祿二年十一月四日火災起りて、文殊の木像半ば焼たるを作りつげり。藏經の内二千餘卷焼失せたれども、残て猶三千餘卷今にあり。此文殊の事、東海瓊玉集に載たり。

堂のかたはらに文殊水あり。清潔なり。

○弘浦

志賀の枝村なり。島の西の端にありて西に向へり。向ひに島々見えて佳景なり。西風はげしき所なり。

志賀の民居より西にあり。一里に近し。神功皇后三韓より歸らせ玉ふ時、此所に軍勢を集め玉ひしに、かねて思召たるより境地廣かりし故、弘浦と名付といふ。此一村の婦女は、皆かづきする海士人なり。

故に海人浦ともいふ。

此浦にて皇后貝つものをひろひ玉ふといひ傳ふ。今もこと浦にはまれなるさ

まぐの小貝あり。いとちひさきものは粟芥子けしのごとし。頒白己上
のものは、眼鏡めがねを用ひてひろはされは得がたし。誠に珍産也。

○勝馬村

島の西北の方にあり。是又志賀の枝村にて、島の後
多くの山をへだてたり。乾の方の海濱より勝馬の村
まで八町許谷中にあり。三方に山そびへて、其ふとこ
ろにある里なり。民家多し、百餘戸あり。海邊より
は見えず。皆農人なり。漁家はなし。志賀本社より
此所まで一里の間、山を多く越行く峻路なり。神功皇
后御凱旋がいせんの時、此所に来り給ひしに、其驂乘さんじやう皆嘶いはひて
懽聲くわんせいあり、因て勝馬と名付と言傳へたり。此所の西
の濱に下馬が濱と云所あり。是又皇后勝馬より姪濱
にいたり給はんとて、此所にて馬より下り、船に乗
玉ひし所といへり。此所に勝馬明神の社海濱の小山
の上にあり。はなれ島の如し。此里の産靈なり。是
志賀三神の内、表津少童命なり。此後に燈籠堂ありて
常燈をともし、往來の舟人に岩背いはせある危難きなんの所なる

事をしらしむ。此礪を俗に御膝本おひざもとと云、船人の恐懼けうくして用心する所なり。一説、此所を礪良が崎と云。中津明神の社は、勝馬明神の社の山より一町餘南の小山の上にあり。是中津少童命わたつみのなり、山は勝馬の社の山より大也。二社の事は前にしるせり、三代實錄に、陽成天皇元慶四年三日廿二日、筑前國正六位上賀津かつ萬神まのに位を授玉ふ事あり、此神の事なり。

筑前國續風土記卷之五終